

令和5年度

# 定期総会



浦安市立東小学校PTA

# 総 会 次 第

## 1. 議 事

### 審議事項

- (1) 令和4年度活動報告の件
- (2) 令和4年度収支決算報告の件
- (3) PTA会則(案)の件
- (4) 令和5年度役員(案)の件
- (5) 令和5年度活動方針(案)及び組織図(案)の件
- (6) 令和5年度収支予算(案)の件

令和4年度 PTA活動報告

		前期	夏休み	後期	
本部		定期総会(書面開催) PTA会費集金、運営委員会		運営委員会、親子まつり、美化活動 東小学校卒業式出席、離任式、定期総会準備	
浦安市立小中学校 PTA連絡協議会		定期総会、運営委員会		運営委員会、防災セミナー	
本部協力		浦安中学校区青少年健全育成連絡会理事(本部1名)、学校評議員(本部1名)、浦安市青少年問題協議会委員(本部1名)、防犯協会支部長、東小学校放課後うらっこクラブ懇談会(本部2名)			
広報部		広報誌「東風124号」発行(役員・教職員紹介・講習会等の学校の風景)		広報誌「東風125号」発行(運動会・各部の活動紹介)	
文化部		ICT講習会、読み聞かせ講習会、読み聞かせ、部会		読み聞かせ、親子まつり、部会	
スポーツ催事部		部会、市P連スポーツ大会		美化活動、運動会、がんばりマラソン景品、部会	
校外部		交通安全指導講習会、朝・放課後安全指導、部会	夏休み防犯パトロール	朝・放課後安全指導、6年生腕章・安全旗回収、部会	
学年	1年生	PTA会費集金・集計協力、 学級・学年会計監査		運動会、 親子まつり協力、 学級・学年会計監査	
	2年生				
	3年生				
	4年生				
	5年生				
	6年生	卒業関連準備		卒業関連準備	
選考委員		役員選考についての討議		選考活動開始、役員選出	
浦安市社会福祉協議会 東2支部推進委員		定期総会(45名参加)※東小は委任状提出		東2支部定例会(2回)、第2ふれあいまつり、東2さろん、日帰りバスツアー	
浦安市青少年補導員 連絡協議会		ブロック会議、地区パトロール	早朝パトロール	地区パトロール	

# 令和4年度PTA収支決算報告（令和5年3月31日現在）

## 【一般会計】

### 収入の部

単位＝円

項 目	本年度予算(ア)	決 算 額 ( イ )	予算対比(ア－イ)	摘 要
会 費	1,650,000	1,622,000	28,000	PTA会費 250円/月×(家庭数+教員数)
雑 収 入	0	46,386	△ 46,386	受取利息、漢検準会場実施経費 他
当 期 収 入 合 計	1,650,000	1,668,386	△ 18,386	(A)
繰 越 金	625,544	625,544	0	前年度より繰越金
合 計	2,275,544	2,293,930	△ 18,386	(B)

### 支出の部

項 目	本年度予算(ア)	決 算 額 ( イ )	予算対比(ア－イ)	摘 要	
総務費	会 議 費	1,000	0	1,000	
	P 連 関 係 費	50,000	50,000	0	市P連負担金(1世帯44円) P連研究大会参加費、市P連懇親会費
	印 刷 費	230,000	91,245	138,755	紙、インク、印刷機マスター
	P T A 保 険	66,000	55,649	10,351	PTA保険（家庭数499/児童数623） 個人情報漏えい補償保険
	計	347,000	196,894	150,106	
活動費	P T A 活 動 費	15,000	8,500	6,500	催し物備品貸出登録料 青少年補導員連絡協議会年会費 他
	広 報 部 費	80,000	60,254	19,746	会報「東風」発行
	校 外 部 費	10,000	954	9,046	安全指導講習会、地域安全対策費
	文 化 部 費	350,000	336,622	13,378	文化活動費、親子まつり
	ス ポ ー ツ 催 事 部 費	300,000	272,504	27,496	運動会、がんばりマラソン
	学 年 活 動 費	200,000	99,168	100,832	19クラス(成績表ファイル)、 いのちの授業(5・6学年)
	児 童 厚 生 費	100,000	0	100,000	
	計	1,055,000	778,002	276,998	
卒 業 記 念 品 費	310,000	308,343	1,657	卒業記念品代(証書封筒・祝菓子・記念品・撮影用花等)	
慶 弔 費	30,000	0	30,000	会員の慶弔	
報 奨 費	80,000	44,750	35,250	離任式の餞別と花束、自治会祭り差入れ	
消 耗 品 費	30,000	28,437	1,563	事務用品、事業系ごみ袋、資料送付代	
備品積立金(別途会計)	150,000	150,000	0	印刷機レンタル代、備品購入費	
50周年積立金(別途会計)	50,000	50,000	0	50周年行事準備金	
予 備 費	223,544	46,375	177,169	漢検諸経費	
小 計	873,544	627,905	245,639		
支 出 合 計	2,275,544	1,602,801	672,743	(C)	
当 期 収 支 差 額	△ 625,544	65,585	△ 691,129	(A)-(C)	
次 期 繰 越 収 支 差 額	0	691,129	△ 691,129	(B)-(C)	

令和5年3月31日現在残高      ￥691,129

【別途会計：備品積立金】

収入の部

単位＝円

項 目	本年度予算(ア)	決 算 額 ( イ )	予算対比(ア－イ)	摘 要
本年度積立金	150,000	150,000	0	一般会計より繰入金
雑 収 入	0	4	△ 4	利息
当期収入合計	150,000	150,004	△ 4	(A)
前年度からの繰越金	504,087	504,087	0	
収 入 合 計	654,087	654,091	△ 4	(B)

支出の部

単位＝円

項 目	本年度予算(ア)	決 算 額 ( イ )	予算対比(ア－イ)	摘 要
印刷機リース費	66,000	66,000	0	印刷機レンタル代5,000円×12ヶ月+消費税
備品購入費	84,000	7,095	76,905	各部備品購入等
当期支出合計	150,000	73,095	76,905	(C)
当期収支差額	0	76,909	△ 76,909	(A)－(C)
次期繰越収支差額	504,087	580,996	△ 76,909	(B)－(C)

【別途会計：50周年積立金】

収入の部

単位＝円

項 目	本年度予算(ア)	決 算 額 ( イ )	予算対比(ア－イ)	摘 要
本年度積立金	50,000	50,000	0	一般会計より繰入金
前年度からの繰越金	213,995	213,995	0	
雑 収 入	0	2	△ 2	利息
収 入 合 計	263,995	263,997	△ 2	

支出の部

単位＝円

項 目	本年度予算(ア)	決 算 額 ( イ )	予算対比(ア－イ)	摘 要
50周年事業費	0	0	0	
支 出 合 計	0	0	0	


令和4年度 収支決算について前項のとおり報告致します。

令和5年 3月 31日

会 長 佐々木 秀 信 

会 計 荒 薦 由美子 

会 計 島 岡 香 織 

会 計 敦 賀 亜 澄 

上記、監査の結果、適正かつ正確であることを認めます。

令和5年 4月 7日

会計監査 古 賀 史 枝 

会計監査 三 浦 麻 未 

# 浦安市立東小学校PTA会則（案）

## 〔名称及び本部〕

第1条 本会は、浦安市立東小学校PTAと称し、本部を浦安市立東小学校内に置く。

## 〔目的〕

第2条 本会は、保護者と教師が協力して児童の健全な成長を図ることを目的とする。

## 〔活動〕

第3条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 学校と家庭の協力により児童の生活環境及び教育諸条件の向上及び充実に努めること。
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な活動。

## 〔方針〕

第4条 本会は、次の方針により活動する。

- (1) 児童の教育及び福祉を目的とする地域団体機関と協力する。
- (2) 特定の政党、宗教若しくは思想を支持したり、又はこれに反対するための活動を行わない。
- (3) 本会の名称及び本会の役員名で公職の選挙に立候補したり、候補者の推薦をしない。
- (4) 本会は、教育的諸問題について討議し意見を提出するが、直接に学校の人事と管理には干渉しない。

## 〔会 員〕

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する東小学校児童の保護者及び本校教職員とする。

- 2 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

## 〔役 員〕

第6条 本会に次の役員を置く。

- |            |      |                 |
|------------|------|-----------------|
| (1) 会 長    | 1名   | (保護者)           |
| (2) 副 会 長  | 6名以内 | (保護者5名以内 教職員1名) |
| (3) 書 記    | 4名以内 | (保護者3名以内 教職員1名) |
| (4) 会 計    | 4名以内 | (保護者3名以内 教職員1名) |
| (5) 地域協力委員 | 2名   | (保護者2名)         |
| (6) 市P連事務局 | 1名   | (保護者)           |
| (7) 会計監査   | 2名   | (保護者2名)         |

- 2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、同一役職は4年までとする。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 継続しての再任の任期は一年更新とする。

- 4 会計監査の任期は1年とし、原則として再任は認められない。

- 5 市P連事務局の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 6 本部役員を2年以上経験後は無期限で役員を免除される。ただし再任を妨げない。

- 7 専門部長を経験後5年間は役員を免除される。ただし再任を妨げない。

〔役員の仕事〕

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - (3) 書記は、庶務をつかさどり、記録や通知その他の書類の作成及び保管に当たる。
  - (4) 会計は、本会の会計事務一切をつかさどる。
  - (5) 青少年補導員は、地域協力委員として青少年の非行防止につとめ健全育成を図る。
  - (6) 社会福祉推進委員は、地域協力委員として社会福祉の推進を図る。
  - (7) 市P連事務局は、市P連の事務局の一員として市P連の運営に携わる。
  - (8) 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を定期総会で報告する。
- 2 その他、運営に関する細則に基づくものとする。

〔役員を選出〕

第8条 役員は、役員選考委員会で選出し、総会に諮って決定する。ただし、補欠の役員及び市P連事務局は、運営委員会で選考し、決定する。

- 2 役員選出の方法は、細則によるものとする。

第9条 役員選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学年代表
  - (2) 学校代表 (2名)
- 2 役員選考委員会は、常設しない。

〔顧問〕

第10条 第6条の役員のほか、本会に顧問を置くことができる。

- 2 会長は、顧問を置く必要があると認めるときは、運営委員会に諮って選任することができる。
- 3 顧問は、会長の求めに応じて運営委員会に出席し、意見を述べるることができる。

〔機関〕

第11条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 本部会
- (4) 学年委員会
- (5) 専門部会
- (6) 特別委員会

〔総会〕

第12条 総会は、本会の最高の決議機関であって全会員をもって構成する。

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会の開催は、次のとおりとする。
  - (1) 4月末日までに開催する。
  - (2) 総会及び総会審議は書面によるものとする。ただし、会員の出席が必要と会長もしくは運営委員会が認めたときは集会形式とする。
- 3 臨時総会の開催は、次のとおりとする。



- (1) 会長もしくは、運営委員会が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の1以上の要求があったとき。
- (3) 会計監査からの要求があったとき。

第14条 総会は、会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第15条 総会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長が、これを決する。ただし、会則の改廃については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第16条 総会は、次のことを審議決定する。

- (1) 活動報告及び決算
- (2) 活動計画及び予算
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改廃
- (5) その他会長が必要と認めた事項

2 総会の招集は、議案とともに前もって全員に通知するものとする。

〔運営委員会〕

第17条 運営委員会は、会長、副会長、書記、会計、学年長、専門部長及び職員代表で構成し、原則として月1回会長が招集し、会の運営に関する必要事項を審議する。

2 本条で規定する運営委員会の審議事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総会へ提出する新年度予算案の決定
- (2) 総会へ提出する決算の事前監査
- (3) 臨時支出の執行
- (4) その他会の運営に関する必要事項

3 その他、運営に関する細則に基づくものとする。

〔本部会〕

第18条 本部会は、会長、副会長、書記、会計、職員代表で構成し、必要に応じて会長が招集し、運営委員会に提出する事項を協議する。

2 その他、運営に関する細則に基づくものとする。

〔学年委員会〕

第19条 学年委員会は、当該学年の学級長で構成し、各学年、学級の活動及び調整を行う。

2 その他、運営に関する細則に基づくものとする。

〔専門部会〕

第20条 専門部会は、原則として、学期毎に部長が招集し、部の運営に関する必要事項を協議する。

〔特別委員会〕

第21条 本会の目的を達成するために、運営委員会が必要と認めたとき、特別委員会を設けることができる。

〔校長〕

第22条 校長は、本会の学校運営について調整を行い、本校の全ての会に出席して意

見を述べることができる。

〔会 計〕

第23条 本会の経費は、会費その他をもってあてる。

2 会費は、一世帯につき月額250円とし、会費の徴収は年1回とする。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

〔会員の個人情報の取り扱いについて〕

第24条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取扱や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

〔附 則〕

第25条 この会則に定めるものの他運営上必要な事項は細則として運営委員会の議決を経て別に定めることができ、次期総会にて報告する。

第26条 この会則は、昭和57年12月11日から施行する。

この会則は、昭和60年5月12日改正、施行する。

この会則は、平成5年5月16日改正(第13条)、施行する。

この会則は、平成6年5月8日改正(第9条)、施行する。

この会則は、平成8年5月18日改正(第6条、第22条)、施行する。

この会則は、平成11年5月1日改正(第9条、第16条)、施行する。

この会則は、平成12年5月6日改正(第6条、第7条)、施行する。

この会則は、平成13年4月21日改正(第6条、第7条、第9条)、施行する。

この会則は、平成16年4月24日改正(第1条、第16条、第22条)施行する。

この会則は、平成17年4月23日改正(第2条、第3条、第5条、第8条、第10条、第11条、第18条)施行する。

この会則は、平成23年4月23日改正(第6条)、施行する。

この会則は、平成27年4月25日改正(第3条、第6条、第20条)施行する。

この会則は、平成28年4月23日改正(第6条)施行する。

この会則は、平成31年4月20日改正(第24条)施行する。

この会則は、令和3年4月24日改正(第6条)施行する。

この会則は、令和4年4月23日改正(第6条、第7条、第8条、第18条)施行する。

この会則は、令和5年4月25日改正(第6条、第7条、第13条)施行する。

この会則は、総会の議決のあった日(令和5年4月25日)から施行する。

## 慶弔及び教職員転退に関する基準

### 第1条 教職員の場合

1. 結婚 金5,000円
2. 出産（東小在任中における第1子） 金3,000円
3. 死亡 金5,000円  
(但し殉職等はその都度協議する)
4. 配偶者の死亡 金3,000円
5. 父母の死亡 金3,000円  
(直系・傍系)
6. 子女の死亡 金3,000円
7. 長期の病気及び病気休職の場合はその都度協議する。

### 第2条 会員の場合

1. 会員の死亡 金5,000円  
(但し殉職等はその都度協議する)
2. 会員がPTA行事に関して、負傷した場合 金3,000円
3. 会員の災害について 災害見舞 金5,000円
4. 会員の災害で火災以外の災害で特別の場合はその都度協議する。

### 第3条 児童の場合

児童の死亡 金5,000円

### 第4条 転退職員の餞別の場合

転出、退職職員 一律 金1,000円  
(但し定年退職職員は金2,000円とする)

第5条 協議事項については、会長・副会長・書記・会計と学校代表の学校長とで協議決定する。

第6条 この細則は、昭和58年6月1日より実施する。  
この細則は、平成3年5月19日改正、実施する。  
この基準は、平成16年4月24日より実施する。  
この細則は、平成28年4月23日改正、実施する。

## 役員選出の方法に関する細則

### [目的]

第1条 本細則は本PTA会則第8条により、本PTAの役員（会長、副会長、書記、会計、会計監査）選出の方法を定めたものである。

### [役員選考委員会の組織、構成]

第2条 役員を選出するために、その選出の執行を行う機関として、役員選考委員会を置く。

第3条 役員選考委員会は、学年代表、学校代表（2名）とし、委員長は当委員会構成者の互選により選出し、運営委員会の承認を得るものとする。

2. 役員選考委員の欠員が生じたときは、その補欠は欠員者の代理者が、選ばれるものとする。

第4条 役員選考委員会の任期は、翌年度の総会までとする。

第5条 委員長は、役員選考委員会の議事を整理し、委員会を代表して、選考の管理及び執行に関しての責を任ずる。

第6条 役員選考委員会の議事は、全委員の総意でもってこれを決する。

### [役員選考委員会の会務]

第7条 役員選考委員会は、委員会開催後、延滞なく役員立候補及び推薦の届出期間等を含む役員選出方法を定め、運営委員会に報告した後、会員に通知しなければならない。

第8条 役員選考委員会は、選出された役員の人数等を、遅くとも2月運営委員会に報告した後、会員に通知しなければならない。ただし、役員の選出ができない場合はこの限りでない。

第9条 役員選考委員会は、2月運営委員会までに、役員の選出ができない場合は、役員選出経緯ならびに、役員再選出方法等を報告し、会員に通知しなければならない。

### [資格]

第10条 役員に選出する者は、当該年度の7月31日現在において、会員たることを要する。ただし、下記に掲げるものは、役員の立候補者、推薦者となり得ない。

- (1) 翌年度において会員の資格なきもの
- (2) 会費の納入を延滞しているもの
- (3) 役員選考委員会に選出されたもの

第11条 前条に掲げる（２）・（３）のもの、又は翌年度において会員の資格があるものを役員として選出するときは、運営委員会の承認を得なければならない。

[通知・報告・承認]

第12条 当該年度の委員長は、翌年度に開催される総会において、役員を選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

[役員の新補充選任]

第13条 この細則により選出された役員に欠員が生じその補充の必要が生じたときは、運営委員会で選考し、決定するものとする。

2. 役員の新補充選任が行われた以後最初の総会において当該年度の会長は、役員の新補充選任に関する経過の概要を報告するものとする。

[選考に係わる費用]

第14条 役員選考委員会は、会議費等その活動費の一部を運営委員会の承認を得て、本会計より拠出できるものとする。

[附則]

第15条 この細則の施行に関する事項は、運営委員会の決議をもって定める。

第16条 この細則は総会の議決のあった日（平成17年4月23日）より実施する。

この細則は、平成18年4月22日改正（第3条、第5条、第6条、第8条、第9条、第12条）実施する。

# 運営に関する細則

## [目的]

第1条 本細則は、本PTAの運営を円滑にし、その目的達成を容易にするための組織、運営等に関する事項を定めたものである。

## [本部役員の任務]

第2条 本PTAの本部役員は、会則に定める事項のほか、各部・委員会と連携し、PTA活動方針に沿った円滑な運営を行うよう努める。

### 2. 会計監査

(1) 本PTAの活動内容および財産状況を監査し、必要があるときは、会長に報告書を提出しなければならない。

## [学年長の任務]

第3条 本PTAの学年長は、会則に定める事項のほか、次の任務を有する。

- (1) 各々の学年の代表であり、学年活動の協議および実施をはかる。
- (2) 担当副会長と連携し、活発な活動をはかる。

## [専門部長の任務]

第4条 本PTAの専門部長は、会則に定める事項のほか、次の任務を有する。

- (1) 各々の専門部の代表であり、専門部活動の協議および実施をはかる。
- (2) 担当副会長と連携し、活発な活動をはかる。

## [運営委員会]

第5条 運営委員会は原則として、毎月第1金曜日もしくは、土曜日に開催する。ただし、日程変更がある場合は、運営委員会にて決定する。

2. 第1項に挙げる他、次の各号に該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員会構成員の3分の1以上から招集の要求があったとき。
- (3) 会計監査から招集の要求があったとき。

3. 各活動については、少なくとも当月の運営委員会において、活動の目的、日時、執行予算の承認を受けなければならない。

4. 運営委員会構成会員は、本会議に出席し、表決権の行使および意見の発表を行わなければならない。また、各専門部副部長及び各学級長は、運営委員会に出席し、各部長および、各学年長を補佐することができる。

5. 運営委員会の定足数は、構成員の3分の1以上の出席をもって成立する。原則として欠席の場合は代理をたてなければならない。

6. 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長が、これを決定する。

[本部会]

第6条 本部会は、原則として月1回、運営委員会前に開催する。

2. 第1項に挙げる他、会長が必要と認めたときに開催する。

3. 活動全般を把握し、各行事が円滑に行えるよう、学校との調整を行う。

[学年委員会]

第7条 学年委員会はP T A活動方針に沿って活動する。

[専門部会]

第8条 専門部会はP T A活動方針に沿って活動する。

[特別委員会]

第9条 特別委員会は運営委員会が必要と認められたときに設立され、目的が達成されたときに解散する。

第10条 特別委員会はその活動の経過および結果を運営委員会に報告する。

[附 則]

第11条 この細則の施行に関する事項は、運営委員会の決議をもって定める。

第12条 この細則は総会の議決のあった日（平成18年4月22日）より実施する。

# 個人情報取扱規則

## 〔目的〕

第1条 浦安市立東小学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

## 〔責務〕

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 〔管理者〕

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

## 〔取扱者〕

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本部役員・各部部長及び部員とする。

## 〔秘密保持義務〕

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、業務上知りうることができた個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この職を退いた後も同様とする。

## 〔収集方法〕

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示する。

## 〔周知〕

第7条 個人情報の取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

## 〔利用〕

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・安全指導等の名簿の作成
- (4) 役員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報誌への掲載

## 〔利用目的による制限〕

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## 〔管理〕

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。



〔保管および持ち出し等〕

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

〔第三者提供の制限〕

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

〔第三者提供に係る記録の作成等〕

第13条 本会は個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

〔第三者提供を受ける際の家訓事項等〕

第14条 第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

〔情報の開示〕

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

〔漏えい時等の対応〕

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

〔研修〕

第17条 本会は役員・会員に対して定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

〔苦情の処理〕

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

〔改正〕

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお本規則を改正した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

〔附則〕

第20条 本規則は平成31年4月20日より実施する。

## 令和5年度PTA本部役員名（案）

会 長	成 田 恵美子
副会長	石 本 真智子
副会長	小谷野 佳 織
副会長	廣 瀬 佳 代
副会長	藤 本 由 紀
副会長	前 田 直 子
副会長	細 田 昌 伸（教頭）

書 記	大 村 宏呂美
書 記	小山田 麻 衣
書 記	福 田 真由美
書 記	白 井 妙 子（教員）

会 計	大久保 敦 子
会 計	島 岡 香 織
会 計	敦 賀 亜 澄
会 計	佐々木 拓 （教員）

社会福祉推進	小 田 愛 里
青少年補導員	宮 崎 悦 子

会計監査	荒 薦 由美子
会計監査	三 谷 有 佳

顧 問	丸 山 恵美子（校長）
-----	-------------

<今年度のスローガン>

## 「輝かそう未来！ 我ら東小応援団」

### 1. 活動方針

近年、子ども達を取り巻く環境は大きく速く変化しており、周りの大人が意識的に干渉しないと子ども達の安全を守れない時代です。SNS の普及により限定的な人間関係を構築しやすい反面、不特定多数の人間と関わる可能性もあり、本人が望まなくても被害者にも加害者にもなり得る環境下に子どもたちは置かれています。子ども達を守るためには、我々保護者も自覚を持ち、子ども達とのふれあいを通じて、しっかりと向き合い寄り添うことが求められます。

しかし、家庭という単位でできることもまた限られており、子ども達の健やかな育ちには家庭・学校・地域が互いに、協力し合う必要があります。そして、その連携の中核を担うのが PTA だと考えています。東小学校 PTA は、地域とのつながりを大切にしながら、子ども達が人と人のつながりを大切に思える環境づくりに努め、先生・保護者・子ども達が共に学び、共に成長できるよう、諸活動を進めてまいります。

但し、子ども達のためとはいえ、PTA 活動が負担になってはいけないと思っており、会員全員で「楽」をすることを第一に活動を進めたいと考えています。「楽」というのは活動を減らすという意味でも手を抜くという意味でもなく、前向きに取り組むことで気持ちを「楽」にしたいという思いを込めています。熱意があり笑顔の「楽」をしながら、東小応援団として、子ども達の未来が輝く素晴らしいものになるように、会員の皆様が積極的に活動に関わって頂けるよう、ご理解とご協力のほど宜しくお願いします。

### 2. 具体的活動内容

#### ①見える化・スリム化の実施で効率化を図る

PTA 役員の業務の洗い出しを行い活動の見える化を進め、どのような活動を行っているのか？会員全員に知ってもらい活動を進め業務の効率化により、負担を必要数まで縮小する。

#### ②連携プレー

保護者・先生・地域の方々と協力し、“こんな時だからこそ、ふれあい”を合言葉に、学校支援活動を推進していくと共に、PTA 活動を通じて保護者としての学びや体験を深める。

#### ③安全で安心できる環境作り

東小学校は市内の中心点に位置し、やなぎ通り、大三角線、湾岸道路と主要幹線道路に囲まれ、最も交通量の多い地域であることから、安全指導を強化し、子ども達を見守る。

### 3. 具体的な取り組み

- ・朝と放課後の安全指導、放課後防犯パトロールを効果的に行い、子ども達の安全を見守る。
- ・地域の自治会・子ども会の活動に協力し、地域コミュニティを促進する。
- ・学校行事に積極的に参加協力し、保護者と先生方との交流を深める。
- ・朝の読み聞かせなど、子ども達の心の育成活動に努める。
- ・学校清掃活動を定期的実施し、学校利用者とともに環境美化に努める。
- ・広報活動を充実させ、会員の参加意識向上を目指す。
- ・浦安市立小中学校 PTA 連絡協議会(市 P 連)活動に参加協力し、他校との交流／連携を図る。

以上

## \* 学年委員会の方針

令和5年度学年担当副会長 廣瀬 佳代

学年委員会では、学年・学級での保護者の連携をはかり、子ども達の充実した学校生活をサポートできるよう協力していきます。

### 【活動内容】

- ・学年毎の成長や課題に応じた行事への協力
- ・各部への協力
- ・学校行事の協力、および各部との連携・調整をはかる

## \* 専門部会の方針

### 《広報部》

令和5年度部長 吉岡 知佳

東小学校のPTA活動や、学校行事・児童の様子をより広く、深く知っていただき、多くの保護者が『東風』を楽しみにしてくださるような、広報誌を作成したいと思います。

### 【活動内容】

- ・広報紙『東風』の発行
- ・取材広報活動を実施し、幅広い情報提供を行う
- ・各部と連携を図り、より充実した広報活動を行う

### 《文化部》

令和5年度部長 長田 知恵

児童が有意義な学校生活を過ごすことができるよう、会員の方々に理解を得、学校・地域の方々と共に協力し合い、児童を見守る活動をしていきたいと思っています。

### 【活動内容】

- ・年間を通して、会員のボランティアを募り、読み聞かせ活動を行う
- ・地域と連携した親子まつりの実施
- ・会員の知識や教養を高めるために研修活動を行う
- ・会員相互の親睦が図れる活動を行う

## 《スポーツ催事部》

令和5年度部長 疋田 舞

スポーツ催事部では、運動会・市P連スポーツ大会・マラソン記録会などの行事を通し学校・児童・地域の方々と連携を図りながら、PTA・学校・子どもたち・地域との輪を築く活動を行っていきたいと思います。

### 【活動内容】

- ・運動会の企画運営に協力する
- ・市P連スポーツ大会に参加し、東小代表チームを支援する
- ・マラソン記録会の協力を行う
- ・学校及び周辺の清掃活動を企画及び実施する
- ・各学校行事を通じ会員相互の親睦、地域との繋がりを図れる活動を行う

## 《校外部》

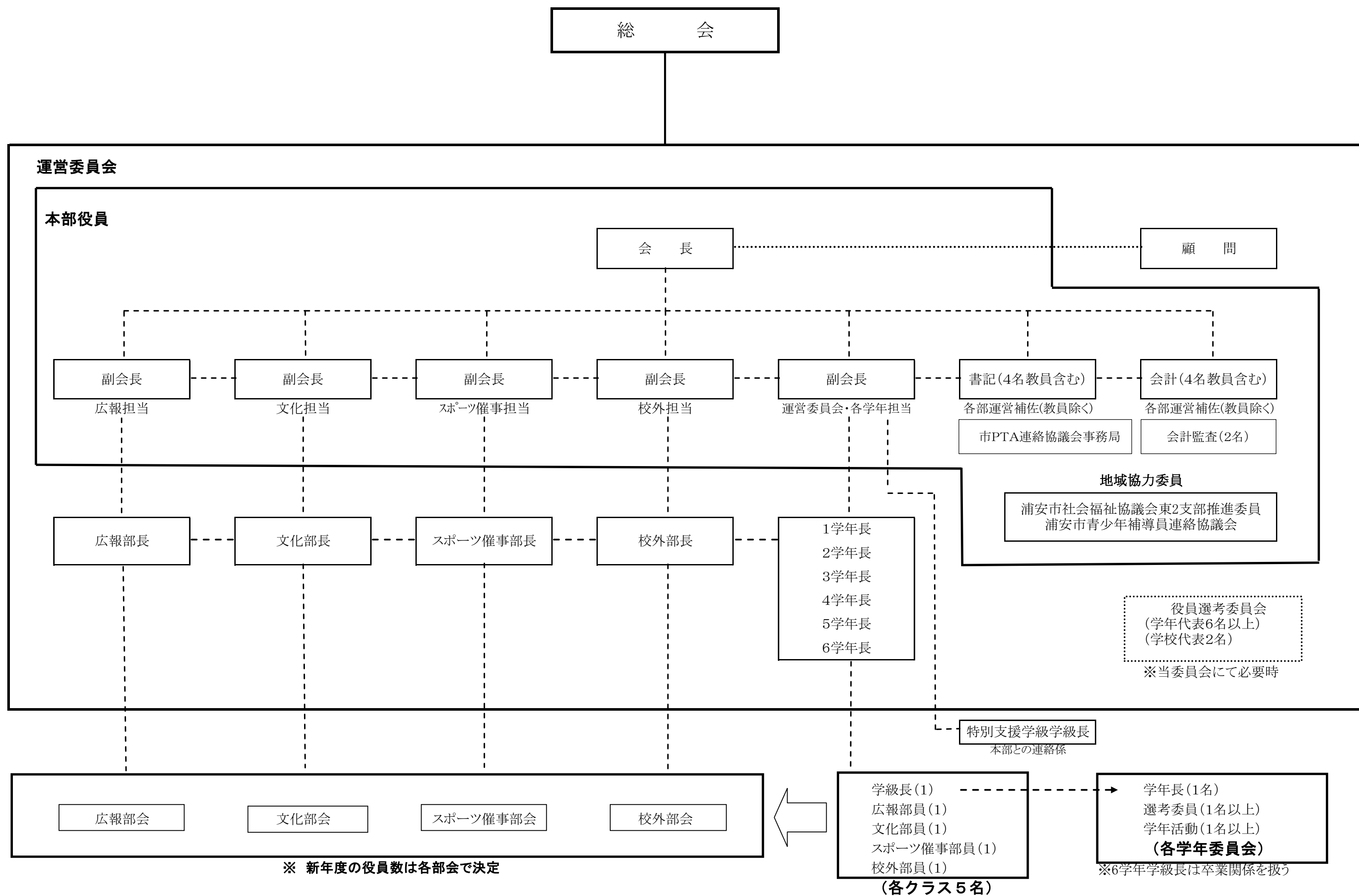
令和5年度部長 大里 美紀

保護者や地域の方、学校等と協力し、日々安心して過ごせるように努めていきたいと思っています。

### 【活動内容】

- ・朝・放課後の安全指導及び巡回パトロール
- ・夏休みパトロールを実施する
- ・市内一斉パトロールに参加する

# 令和5年度PTA組織図(案)



令和5年度PTA収支予算（案）

収入の部

単位＝円

項目	金額	摘要
会費	1,590,000	PTA会費(3,000円×490世帯+40教員)
雑収入	0	
当期収入合計	1,590,000	(A)
前期繰越収支差額	691,129	前年度繰越金
収入合計	2,281,129	(B)

支出の部

単位＝円

項目	金額	摘要
総務費	会議費	1,000 運営委員会
	P連関係費	65,000 市P連負担金(1世帯50円) P連研究大会参加費、市P連懇親会費等
	印刷費	170,000 コピー紙、インク、マスター、総会資料他
	PTA保険	66,000 家庭数490/児童数620+振込手数料、個人情報漏えい補償保険
	小計	302,000
活動費	PTA活動費	20,000 本部活動費
	広報部費	90,000 会報『東風』発行
	校外部費	10,000 地域安全対策費、安全講習会
	文化部費	300,000 文化活動費、親子まつり
	スポーツ催事部費	280,000 運動会、がんばりマラソン、清掃活動費
	学年活動費	320,000 19クラス分
	児童厚生費	90,000 成績表ファイル代
	小計	1,110,000
卒業記念品費	280,000 卒業記念品代 (証書ホルダー・祝菓子・記念品・撮影用花等)	
慶弔費	30,000 会員の慶弔、見舞金	
報奨費	80,000 離任式の餞別、花代、自治会祭り差し入れ	
消耗品費	30,000 事務用品、資料送付代	
備品積立金(別途会計)	120,000 印刷機レンタル代5,500円×12ヶ月+消費税、備品購入費	
50周年積立金(別途会計)	50,000 50周年行事準備金	
予備費	279,129	
小計	869,129	
当期支出合計	2,281,129	(C)
当期収支差額	△ 691,129	(A)-(C)
次期繰越収支差額	0	(B)-(C)



### 備品積立金収支予算（案）

#### 収入の部

単位＝円

項 目	金 額	摘 要
本年度積立金	120,000	一般会計より繰入金
雑 収 入	0	受取利息他
当期収入合計	120,000	(A)
前期繰越収支差額	580,996	前年度繰越金
収 入 合 計	700,996	(B)

#### 支出の部

単位＝円

項 目	金 額	摘 要
印刷機リース費	66,000	印刷機レンタル代5,000円×12ヶ月＋消費税
備品購入費	54,000	備品購入
当期支出合計	120,000	(C)
当期収支差額	0	(A)-(C)
次期繰越収支差額	580,996	(B)-(C)

### 50周年積立金収支予算（案）

#### 収入の部

単位＝円

項 目	金 額	摘 要
本年度積立金	50,000	一般会計より繰入金
雑 収 入	0	受取利息他
当期収入合計	50,000	(A)
前期繰越収支差額	263,997	前年度繰越金
収 入 合 計	313,997	(B)

#### 支出の部

単位＝円

項 目	金 額	摘 要
50周年事業費	0	
当期支出合計	0	(C)
当期収支差額	50,000	(A)-(C)
次期繰越収支差額	313,997	(B)-(C)

## 備品一覧表

	品名	備考	数量		品名	備考	数量
1	ラミネーター		1	男女トリム			
2	扇風機		1	24	ボール		2
3	ヒーター付き扇風機		1	25	空気入れ		1
4	延長コード		2	26	空気入れ用ピン		1
5	パソコン		2	27	キャプテンマーク		3
6	プリンター		1	男子ソフト			
7	パソコンデスク		1	28	面	キャッチャー セット	1
8	ICレコーダー		1	29	バット		4
9	デジタルカメラ		3	30	ボール		11
10	デジタルビデオカメラ		1	31	ボールケース		1
11	シュレッダー		1	32	ゼッケン		9
12	おたま(寸胴用)		3	33	Tシャツ		2
13	餅つき機		1	34	バットケース		2
14	裁断機		1	35	キャップ		2
15	防犯腕章		818	女子ソフト			
16	防犯旗		649	36	バット		7
17	のぼり旗セット	旗・9 台・3	12	37	ボール		37
18	台車		1	38	キャッチャーセット		1
19	PTA腕章	イエロー・35 ラベンダー・19 オレンジ・60	114	39	レジャーシート		3
20	ほうき		1	40	野球ネット		1
21	ちりとり		1	41	メジャー		1
市P連スポーツ関連				42	ゼッケン		17
22	プラカード		2	43	Tシャツ		4
23	横断幕		1	44	ヘルメット		6
				45	ベース		1
				46	救急セット		1
				47	グローブ		2
				48	バットケース		1